

誘導灯の非常電源の容量を60分間としなければならない防火対象物の指定

東大阪市消防局告示第1号

平成22年11月30日

誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）第4、3の規定に基づき、
誘導灯の非常電源の容量を60分間としなければならない防火対象物として指定するものは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(10)項に掲げる車両の停車場及び同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、次のとおり指定する。

- 1 乗降場が地下3層以下の層に存するもの
- 2 地下において複数の路線が乗り入れているもの

附 則

この告示は、平成22年11月30日から施行する。